

○会津坂下町都市公園条例

昭和63年 3 月17日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第 1 項の規定に基づき、都市公園（以下「公園」という。）を設置する。

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 町の区域内に設置する公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 町が次の各号に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて町における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 町が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等、前号アからエまでに掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 1 条の 3 法第 4 条第 1 項の本文（法第33条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の 2 を超えてはならないものとする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合における法第 4 条第 1 項ただし書（法第33条第 4 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合における法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合における法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合における法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の 2 を限度として同項本文又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第 8 条第 1 項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(行為の制限)

第 2 条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受け

なければならない。

(1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、公園の使用に係る事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 張り紙若しくは張り札をし、又は公示を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) 公園をその用途外に使用すること。

2 前項各号のほか必要に応じ掲示をもって行為の制限をすることができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 公園施設を利用する場合において、別表第1に掲げる公園施設の利用が運動の目的以外であるときは、許可することができない。ただし、町長が公益上必要であると認めたときは、この限りでない。

3 法第5条第2項の公園施設で、別表第2の1に掲げる公園施設は別表第1に掲げた公園内に設けることができない。

(有料公園施設)

第6条 有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用されるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

2 町長は、有料公園施設の共用時間を定めることができる。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置若しくは管理又は占用の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 施設設置期間満了後の復旧方法

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他町長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、該当事項
- 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 占用物件の管理の方法
 - (2) 工事实施の方法
 - (3) 工事の着手及び完了の時期
 - (4) 占用期間満了後の復旧方法
 - (5) その他町長の指示する事項
- 第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの（設計書等）
- 第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
（使用料の納入）
- 第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、町長が公益上必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。
（監督処分）
- 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定により許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
 （工作物を保管した場合の公示事項）
- 第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
 （工作物等を保管した場合の公示の方法）
- 第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 - (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第11条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
- 2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
（工作物等の価格の評価の方法）
- 第11条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案し

とするものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第11条の5 町長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規定で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第11条の6 町長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引き換えに返還するものとする。

（届出）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、該当行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（1） 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けたものが、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。

（2） 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

（3） 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

（4） 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた工事を完了したとき。

（5） 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その工事を完了したとき。

（6） 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その工事を完了したとき。

（使用料の徴収）

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第2条第1項に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「公園の使用」という。）の期間が1年を超えない場合においては、公園の使用の際徴収する。

2 公園の使用の期間が1年を超える場合においては、当該年度分は使用の許可の際、当該年度分以降の分はその都度1年分の使用料を4月に徴収する。

3 公園の使用期間に1か年未満の端数あるときは、年額の月割計算とする。

4 使用料の額が月を単位として定められている場合において、1月に満たない部分の使用料の額は、その月の使用日数に応じて日割計算により算出する。ただし、使用する期間が30日に満たない場合の使用料の額は、使用料の月額を30で除した額に使用日数を乗じて得た額とする。

5 面積又は長さの計算において、1平方メートル又は1メートル未満の端数が生じた時は、これを1平方メートル又は1メートルとみなして算定する。

（使用料の還付）

第14条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項若しくは第2条第1項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によって、それらの許可に係る公園の使用ができなくなった場合及び使用者がその使用開始以前に使用の取りやめの申し出をした場合においては、徴収した使用料の全部又は一部を還付することができる。

（公園の区域の変更及び廃止）

第15条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公示しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設について準用）

第16条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、5万円以下の過料を科する。

（1） 第2条第1項又は第3項（第16条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

（2） 第4条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条に掲げる行為をした者

（3） 第11条第1項又は第2項（第16条において準用する場合を含む。）の規定による町長の命令に違反した者

- 第18条 偽りその他の不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。
(両罰の規定)
- 第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の規定する過料を科する。
(町長に代わって権限を行う者についての罰則の規定の適用)
- 第20条 法第5条の11の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については町長とみなす。
(指定管理者による管理)
- 第21条 町長は、公園の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、ばんげひがし公園、鶴沼緑地公園、塔寺山いこいの森(以下「指定管理者管理公園」という。)の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
(指定管理者が行う業務の範囲)
- 第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 第2条の規定による行為の制限に関すること。
(2) 第4条の規定による行為の禁止に関すること。
(3) 第5条第2項の規定による利用の禁止又は制限に関すること。
(4) 第10条の規定による使用料の納入に関すること。
(5) 第11条の規定による監督処分に関すること。
(6) 第13条の規定による使用料の徴収に関すること。
(7) 指定管理者管理公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること。
(8) 指定管理者管理公園の施設及び設備の維持及び修繕に関すること。
(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理に関し、町長が必要と認める業務に関すること。
(利用料金)
- 第23条 第10条、第13条及び第14条の規定にかかわらず、第21条の規定により指定管理者管理公園の管理を指定管理者に行なわせる場合においては、利用者は指定管理者に対し利用料金を支払わなければならない。
2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
3 利用料金の額は、別表第2(4)に掲げる額を上限として、指定管理者が定めることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について町長の承認を受けなければならない。
4 町長は、前項の規定により利用料金の額の承認をしたときは、当該承認の内容を速やかに公示するものとする。
5 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。
6 指定管理者は、町長があらかじめ定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
7 既納の利用料金は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により指定管理者管理公園を利用することができなくなったとき、その他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
(指定管理者の指定の手続等)
- 第24条 前3条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等については、会津坂下町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年会津坂下町条例第18号)に定めるところによる。
(委任)
- 第25条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。
附 則
(施行期日)
1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
(会津坂下町都市公園条例の廃止)
2 会津坂下町都市公園条例(昭和49年会津坂下町条例第15号)は、廃止する。
附 則(平成元年3月24日条例第16号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。
附 則(平成3年6月29日条例第27号)
この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日条例第15号）
この条例は、平成6年4月1日から施行する。
附 則（平成9年3月21日条例第20号）
この条例は、平成9年4月1日から施行する。
附 則（平成13年3月26日条例第13号）
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則（平成17年9月20日条例第31号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 会津坂下町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津坂下町条例第18号）第6条の規定に基づく最初の指定により会津坂下町都市公園の管理を開始する日の前日と平成18年9月1日のいずれか早い日までの間は、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日条例第37号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月18日条例第26号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条、第23条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の種別及び名称
鶴沼緑地公園	テニスコート
ばんげひがし公園	鶴沼球場、町民プール

別表第2（第5条、第10条、第23条関係）

(1) 公園施設を設ける場合

種別	金額	摘要
売店	1平方メートル1月当たり30円として計算した額に1.1を乗じて得た額	

備考 1件の許可に係る使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

((2)の表及び(3)の表において同じ。)

(2) 公園を占有する場合

種別	単位	金額	摘要
電柱その他これに類するもの	1本1年	695円	
水道管その他これに類するもの	1メートル1年	100円	
競技会、展示会、博覧会その他これらの催しのため設けられた仮設工作物	1平方メートル1日	30円	
興行用施設	1平方メートル1日	30円	
露店	1平方メートル1日	50円	

備考 使用料の額が1平方メートル1日を単位として定められている場合で使用の期間が1月未満であるときは、1件の許可に係る使用料の額は、表に掲げる額に面積及び期間を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額とする。

(3) 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	単位	金額	摘要
第2条第1項第1号に掲げる行為	1日	500円	
第2条第1項第2号に掲げる行為	1日	300円	
第2条第1項第3号及び第4号に掲げる行為	1平方メートル1日	3円	

備考 1 件の許可に係る使用料の額は、表に掲げる額に面積及び期間を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額とする。

(4) 有料公園施設を利用する場合

ア 鶴沼緑地公園

1 テニスコート（1面、1時間につき）

区分	使用料		摘要
	町民	町外の者	
全日	300円	620円	

イ ばんげひがし公園

1 鶴沼球場（1時間につき）

区分	使用料			摘要
	町民	町外の者	県外の者	
一般	2,080円	3,130円	4,180円	
生徒等	510円	1,030円	3,130円	

2 鶴沼球場附属施設

区分	使用料	摘要
放送施設	1時間につき 300円	
シャワー室	1チーム1回につき 200円	
ピッチングマシン	1時間につき 410円	
バッティングゲージ	1時間につき 200円	
スコアボード	1時間につき 300円	
持込電気器具等	1基1時間につき 100円	

3 町民プール（1回につき）

区分	使用料		摘要
	町民	町外の者	
一般	410円	510円	
高校生	200円	410円	
小・中学生	100円	300円	

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した使用料を徴収する。
- 2 観覧料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収するもの又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行うものに係る使用料は、上記の表の規定にかかわらず、1日につき1日の最高観覧料の100人分の額とする。ただし、興業的催しの場合は、2倍とする。
- 3 「一般」とは、大人、大学生等をいい、「生徒等」とは、高校生以下の者をいう。
- 4 町民プールの使用において、幼稚園児以下については無料とする。ただし、付添いの者については、3の表の区分により使用料を徴収する。